

## 令和5年度第5回大阪市建築審査会会議録

○日 時 令和5年8月10日（木） 午前10時00分開会  
午前10時43分閉会

○場 所 大阪市役所本庁舎 P1階 共通会議室

○議 事 1) 個別同意案件  
2) 一括同意基準の改正について  
3) 一括同意案件の報告  
4) その他

○会議資料 1) 建築許可に関する建築審査会の同意について（依頼）  
2) 建築基準法第44条第1項ただし書許可（第2号関連）における大阪市建築審査会一括同意基準の改正について  
3) 建築基準法第43条第2項第2号許可における建築審査会一括同意基準に適合したものの報告  
4) 建築基準法第85条第7項許可における建築審査会一括同意基準に適合したものの報告

○出席委員 5名（欠は欠席者）

会 長	横田 隆司	
委 員	欠 阿部 昌樹	欠 柳原 崇男
	清水 陽子	佐藤 恭子
	水野 優子	牧田 武一

○出席幹事 計画調整局 坂中（建築指導部長）  
森（建築企画課長）  
生駒（建築情報担当課長）  
國領（建築確認課長）  
中森（監察課長）

小田（都市計画課長代理）（注1）  
中坊（開発誘導課長）  
環境局 三原（環境管理課長）  
消防局 都丸（消防設備指導担当課長）

○事務局 計画調整局 山下（注2）、木戸（注2）、岡崎（注2）、  
田島、鈴木

（注1） 幹事の代理として出席

（注2） 書記

---

開会 午前10時00分

横田会長が開会を宣言した。

議事記録責任者について、事務局から清水委員と水野委員に依頼し、承諾を得た。

#### ◎同意案件

議案第8号 道路内の建築物（建築基準法第44条第1項第2号）について

○事務局（木戸） （議案第8号の説明）

○横田会長 ご説明ありがとうございました。

それでは、この議案について、委員の先生方からの質疑応答をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

清水委員、お願いします。

○清水委員 ご説明ありがとうございました。幾つかお聞かせください。

まず、周囲の緑地の部分ですが、写真8を確認すると、計画地の周りにはかなり大きな樹木が残っているかと思いますが、これは残していただけるのかというところが1つ目です。

2つ目に、8ページの計画地の配置図ですが、計画地西側に緑の凡例で帯状の部分があるかと思いますが、ここは植栽が植わり、歩道とは一旦分離されるバッファーがあるというふうに理解して良いのでしょうか。

3つ目に、ここの場所の扱いですが、今回道路内建築物ということで、恐らくここは従来から道路になっているかと思いますが、この空間再編が終わった後は、ここの土地の区分はどのようになるのか、もし、道路ではなく広場や別の位置づけになるのであれば、道路内建築物との整合性というののどのようになるのでしょうか。既存不適格のようになるのか、教えていただければと思います。

最後になりますが、喫煙専用室というのが奥にあるということですが、換気はどのように計画されているのでしょうか。恐らく外にそのまま排気するという事はないと思いますが、どのような処理をされて、換気をされるのか、その換気の方法も含めて教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

#### ○事務局（木戸）

まず、1点目の今ある駅前広場の樹木を残すかどうかということですが、基本的には大きな樹木は残すということで聞いております。

2点目、計画地の北側歩道ですが、こちらにつきましては、自転車も通ることができる歩道という位置づけになっておりますので、広場と歩道部分を分離するために緑地を設ける計画となっております。

3点目ですが、この駅前広場は現時点で歩行者専用道路でございまして、空間再編工事後も引き続き歩行者専用道路であると聞いております。令和5年3月28日に、道路法上の歩行者利便増進道路という道路に指定をされておりますので、自転車も通れない歩行者専用の道路の位置づけとなっております。

最後に4点目の換気についてですが、こちらにつきましては、天井近くの高い位置に排気口を設けており、建物外の人通りの少ない方向に排気する計画となっております。

以上です。

○清水委員 ありがとうございます。既存の樹木も残していただけるのはよかったと思います。これだけ広場ができて、あくまで「ほこみち制度」の一環の道路であるということも、承知いたしました。

最後の排気に関してですが、6ページ目の西側パースのところに換気フードが見えているかと思うので、そこからの排気になると思うのですが、建物内のたばこの煙はそのまま外に流れてしまうのではないかと気になりました。何かフィルター等を付けて、直接排気しない方が良くはないかと思いました。

○事務局（木戸） 建物外へ排気する前に粉じん装置というものを設置しており、空気中

の粉じんの量が規定値以下となるようにフィルターを通し、脱臭装置も経て排気するよ  
うな機械設備を設けると聞いております。

○横田会長 ありがとうございます。

ほか、佐藤委員いかがでしょうか。

○佐藤委員 ご説明ありがとうございました。

こちらの喫煙所の開放時間は決まり等があるのでしょうか。

○事務局（木戸） 開放時間は、現状では朝の7時から夜の23時までの予定と聞いており  
ます。

○佐藤委員 大阪市が管理されるのでしょうか。それとも大阪市が管理を委託すること  
なるのでしょうか。

○事務局（木戸） 市が管理を委託すると聞いております。また、夜間については機械警  
備で、24時間警備を入れるということで聞いております。

○佐藤委員 大体どれぐらいの方が利用されるのでしょうか。1回に入る人数などの想定  
はありますでしょうか。

○事務局（木戸） 1回で最大40人を想定していると聞いております。

○佐藤委員 紙たばこと電子たばこの両方合わせてでしょうか。

○事務局（木戸） はい、そうです。

○佐藤委員 先ほど話にもあるように換気扇なども設置されるということで良いでしょ  
うか。

○事務局（木戸） はい、そうです。

○佐藤委員 それは喫煙所の開放時間中は常に動いているということですか。

○事務局（木戸） はい、そうです。

○佐藤委員 建物内は常に換気されているということですね。

○事務局（木戸） はい、電子たばこと比べると、紙たばこの方が煙はたくさん出ますの  
で、1平米当たりの人の密度が小さく計算されておりまして、その想定人数に対しまし  
て、どちらの室にも必要な換気がなされるよう計算されていると聞いております。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○横田会長 ありがとうございます。

今回の案件は延べ面積が50平米をкаろうじて超えない大きさを計画されているので、  
そもそも利用者数を考えて大きさを計画していないのではないかと思います、いかが

ですか。

○事務局（木戸） 現在も開放型の喫煙所がこの場所にありますが、過去に社会実験を実施しており、その際の利用者数も考慮して計画していると聞いております。

○横田会長 利用者が多く、喫煙所から人が溢れると、この広場上で喫煙される恐れがあるのでご検討いただきたいなと思います。ありがとうございます。

水野委員はいかがでしょう。

○水野委員 ありがとうございます。私もこの喫煙所の規模というのがどのように算出されたのかが気になっていましたが、その社会実験を経て計画されたということで理解いたしました。

この敷地はどのように設定されるものなのでしょうか。喫煙所の規模が決まってから敷地を設定するというような感じでしょうか。

○事務局（木戸） そうです。

○水野委員 要は、道路上なので、敷地はおそらく自由に設定されるものかと思いますが、何か決められた基準等で敷地設定されているのでしょうか。

○事務局（木戸） 歩行者の方への影響が少ない配置や建物規模を決めてから敷地を設定し、道路占用許可に向けて道路管理者と協議を行っていただき、そこで認められた道路占用許可の範囲が敷地となります。

○水野委員 ありがとうございます。

○横田会長 ありがとうございます。

牧田委員、よろしいですか。

○牧田委員 ありがとうございます。3点ほどよろしくお願いします。まず1点目は、数が分かれば教えていただきたいのですが、今後、市内全域に路上喫煙防止区域を広げ、喫煙所の設置数を増やしていくというお話もあるかと思いますが、今後の設置計画数というものを教えていただきたいです。2点目は、通行上支障はないということですが、この建物に対する省エネへの取組についてお聞かせください。空調や換気設備等の熱源がいくつかあると思いますが、今後、喫煙所が数多く設置されるのであれば、省エネないしは創エネについて、何か考えられていますでしょうか。

3点目は、災害対策で帰宅困難者の対策があるかと思いますが、帰宅困難者の待機スペースとの関係みたいところはどうなっているのか、分かる範囲で教えていただけますでしょうか。

○事務局（木戸） まず、1点目の全体の総数とは、現時点のということによろしいでしょうか。

○牧田委員 今設置されている数と、今後、大阪市内に設置される全体の計画数が分かれば教えてください。

○事務局（木戸） まず、現在大阪市内で本市が運営している喫煙所というものは、6か所あります。今後についてですが、既存の改修と新設を含めて、全部で約140箇所の喫煙所を整備していく計画であると環境局から聞いています。

2点目ですが、喫煙所の室内にある設備が省エネ創エネ対応かということですが、現在確認ができておりませんので確認いたしますが、本市で施工するものですので、省エネに対応した設備の使用を検討するように申し伝えます。

3点目の帰宅困難者の待機スペースとの関係についてですが、一般的に帰宅困難者対策は区が主体となって実施していると聞いております。今回の喫煙所と区との関わりについては、特に聞いておりませんので、直接的には連携をしていないと認識をしております。夜間は施錠いたしますし、あくまでも受動喫煙対策のために設けられる施設ですので、帰宅困難者の待機スペースとはならないのではないかと考えております。

○牧田委員 ありがとうございます。2点目については、創エネに関して、例えば太陽光発電機を設置するのかなど等も含めてご検討ください。

○事務局（木戸） 分かりました。環境局へ申し伝えます。

○牧田委員 3点目は、24時間開放の計画ではないですが、有事の際には、非常用の待機場所にするのか、しないのかということも含めて、ご確認いただけたらと思います。

○事務局（木戸） はい、併せて申し伝えるようにします。

○牧田委員 よろしくお願ひします。

○横田会長 ありがとうございます。

清水委員お願ひします。

○清水委員 計画地はかなり立地も良く、たくさんの海外の旅行者も往来する場所かと思いますが、特に夏場等、空調が効いていたら、たばこを吸わない人も休憩するために利用することが想定されます。その際のセキュリティや指導等は市がなさるものなのか、どうなのかというところがもしお分かりでしたら教えていただけたらと思います。

もう一点、将来的に市内で喫煙所の数が増えるということですが、建物のデザインというものは統一されていくのでしょうか。デザインコード等があれば教えてください。

○事務局（木戸） まず、1点目の管理方法ですが、環境局から委託された業者が基本的には管理することになります。たばこを吸わない方が利用するという事は、通常は想定されないかと思いますが環境局に確認いたします。

デザインコードですが、今回はなんば駅前の広場の喫煙所としてこのような設計をなされてはいますが、今後建てる喫煙所は1つ当たり10平米程度の規模を想定していると環境局から聞いておりますので、少し趣は違う形になるかと思っております。同規模のものを複数建築していくこととなりますので、デザインは似たようなものになると聞いております。デザインコードについては、確認しておくようにいたします。

○横田会長 ありがとうございます。せっかく造るので、どこに行っても同じデザインでいいのかも含めてご検討いただければと思います。

それでは、この案件は同意ということでまとめさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（各委員からの異議の発言なし）

#### ◎同意案件

議案第9号 建築基準法第44条第1項ただし書許可（第2号関連）における大阪市建築審査会一括同意基準の改正について

○事務局（木戸） （議案第9号の説明）

○横田会長 ご説明ありがとうございました。

この議案について、委員の先生方、何かご意見等あればよろしくお願ひしたいと思います。

○清水委員 ご説明ありがとうございます。気になったのは、喫煙所であればすべて一括同意になってしまうのかというところです。例えば規模などの基準はありますでしょうか。

○事務局（木戸） 一括同意基準の第3条に書いておりますとおり、規模につきましては、建築面積50平方メートル以下となっておりますので、50平方メートル以下であれば一括同意基準に合致することにはなります。

○清水委員 ありがとうございます。

○横田会長 今日の喫煙所の個別同意でも意見が結構出たので、それをそのまま一括同意にしても良いのかというのはいろいろ意見があると思いますが、これから設置する件数

も100件以上と多いため、一括同意とする理由もわかります。一括同意した案件は、逐一報告はいただけるということでもよろしいでしょうか。

○事務局（木戸） はい、報告いたします。

○横田会長 だから、そのところで、何かあったら意見を言うということでもよろしいですかね。

○事務局（木戸） 先ほど140件という総数、おおむねの数をお伝えさせていただきましたが、そのうち道路内に想定されているのが多くても15件ぐらいということ聞いています。

○横田会長 わかりました。

○事務局（木戸） それ以外は、市有地の公園内や市が持っている土地で主に計画しております。一部民有地の施設内での整備もお願いしていくと聞いております。その総数で140件ぐらいということですので、道路内の喫煙所は20件もいかないぐらいということ聞いております。

○横田会長 分かりました。それでは、残りの80件ほどは、建築審査会にも出てこないということでしょうか。

○事務局（木戸） そうです。報告にも上がりません。

○横田会長 分かりました。牧田委員、よろしいですか。

○牧田委員 ご説明どうもありがとうございます。

最後に説明された140件のうち、道路内以外の残りのところは公園や市有地に建てられるとのことですが、先ほども言いましたように、街区公園や都市計画公園などは、災害時に避難スペースとなるような機能を持たせていますので、所管の部署と情報共有をしていただければと思います。

○事務局（木戸） はい、分かりました。

○横田会長 よろしくお願ひしたいと思います。

ほか、よろしいでしょうか。それでは、この議案第9号については同意ということにさせていただきます。建築基準法第44条第1項ただし書許可（第2号関連）における建築審査会一括同意基準の改正について、本日付で施行するというにさせていただくということでもよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、本日付で改正ということでもよろしくお願ひしたいと思います。

（各委員からの異議の発言なし）



◎一括同意案件等の報告

- 接道義務の特例許可（建築基準法第43条第2項第2号）における建築審査会一括同意基準に適合したものについて
- 仮設建築物の特例許可（建築基準法第85条第7項）における建築審査会一括同意基準に適合したものについて

○事務局（木戸） （報告案件の説明）

○事務局（岡崎） （報告案件の説明）

○横田会長 ご報告ありがとうございました。何かご質問等ありますでしょうか。

○佐藤委員 確認ですが、法第43条の一括同意の資料を見させていただきましたが、一括同意報告番号の28号と29号の許可番号がどちらも112号となっております。これで問題ないでしょうか。確認させていただければと思います。

○事務局（木戸） 申し訳ございません。29号のほうは113号の誤りになっておりますので、修正をさせていただきたいと思います。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○横田会長 ご指摘ありがとうございました。修正よろしくお願ひします。

ほか、よろしいでしょうか。特にご意見等ないので、確かに報告をお受けしましたということにさせていただきます。ありがとうございます。

（各委員からの異議の発言なし）

それでは、最後に事務局のほうから事務連絡をお願いしたいと思います。

○事務局（木戸） 次回の審査会につきましては、9月5日火曜日午後2時からを予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。場所は、本日と同じく大阪市役所P1階会議室での開催を予定しております。

議案内容は、個別許可案件としまして、総合設計許可案件1件と仮設建築物の特例許可案件を1件、合計2件をご審議いただく予定です。

事務連絡は以上です。

○横田会長 ありがとうございます。

それでは、本日の建築審査会はこれで閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

閉会 午前10時43分